

【実績報告(令和元年度)】

※必ず記入例をご確認の上、作成してください。

※実績報告書を提出する際、本票を必ずお読みください。
本票は提出不要

実績報告：注意事項

加算

1	自動入力設定	関数が設定されているセルは自動入力されます。
2	賃金改善実施期間	前年度の実施期間と連続した期間
3	加算額について	令和元年度介護職員等特定処遇改善加算総額には、 計画書の対象となっている事業所の加算総額を記入してください。
4	加算総額のお知らせ	東京都国民健康保険団体連合会より毎月送付される、 ・国保連審査分(令和元年11月から令和2年4月)が対象。 (サービス提供月は令和元年10月から令和2年3月分) ※コピーの提出は不要
5		虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、 支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。
6	書類の保管について	介護職員等特定処遇改善実績報告書を2年間保存する必要があります。

特定加算 共通様式【実績報告】

東京都記入欄
收受番号: 元T-

※実績報告書を都へ提出する際、一枚目に綴ってください。

1 法人基本情報

報告年度	令和元年度	
法人名	フリガナ	カブシキガイシャトチョウフクシサービス
	名称	株式会社都庁福祉サービス
法人所在地(郵便番号)	〒	163-8001
法人所在地(住所)	東京都千代田区△△1-2-3 ××ビル123号	
書類作成担当者名	フリガナ	トウキョウ イチロウ
	名前	東京 一郎
電話(市外局番から)(※)	03-0000-0000	
ファクシミリ番号(※)	03-0000-0000	

(※)記載誤りが頻発しております。ご提出いただいた申請書類に記載されている内容について、東京都から問い合わせをする際の正確な連絡先を記入してください。

2 提出書類

様式名称		
1	共通様式	本票です。
2	別紙様式4	介護職員等特定処遇改善実績報告書
3	別紙様式4添付書類1	介護職員等特定処遇改善実績報告書(東京都内事業所等一覧表)
4	別紙様式4添付書類2	* 該当の場合のみ作成、提出 介護職員等特定処遇改善実績報告書(都内指定権者一覧表)
5	別紙様式4添付書類3	* 該当の場合のみ作成、提出 介護職員等特定処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)
6	加算額内訳書 (様式任意)	* 該当の場合のみ作成、提出 区分支給限度額を超えたサービスに係る介護職員等特定処遇改善加算額を徴収した場合は、介護職員等特定処遇改善加算総額について、保険請求対象分の処遇改善加算額と保険対象外サービス分の処遇改善加算額の事業所別・サービス別の内訳を記した資料を添付してください。 なお、様式は任意ですが、貴法人が作成されたことを確認するため作成日、法人名、法人代表者名の記載及び法人代表者印の捺印をお願いします。

※虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

東京都記入欄

介護職員等特定処遇改善実績報告書

事業所等情報

介護保険事業所番号(A)

開設(事業)者	フリガナ カブシキガイシャトウフクシサービス
開設(事業)者の所在地	〒163-8001 東京都千代田区△△1-2-3 ×ビル123号
事業所等の名称(B)	フリガナ 株式会社都庁福祉サービス
事業所の所在地(D)	〒 東京都千代田区△△1-2-3 ×ビル123号
電話番号	03-0000-0000
FAX番号	03-0000-0000
提供サービス(C)	
※複数の事業所ごとに一括して作成する場合は、事業所等の名称に「別紙様式4(添付書類1)のとおり」と記載すること。	
① 算定した特定加算区分	特定加算Ⅰ Ⅱ
② 賃金改善実施期間(※終了期間は現行加算と同じにしてください。)	令和元年12月～令和2年5月
⑤ 令和元年度 介護職員等特定処遇改善加算総額	2,114,000 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金総額	76,686,500 円
⑥ ii) 加算を算定しない場合(初めて加算を取得した月の前年度)の賃金総額	74,562,200 円
賃金改善所要額(i - ii)	2,124,300 円
※他の道府県等に所在する複数の事業所を一括して作成し、提出する場合は添付書類3を添付すること。	
経験・技能のある介護職員における平均賃金改善額((iii - iv) / v)	69,444 円
⑦ iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金総額	38,000,000 円
iv) 加算を算定しない場合(初めて加算を取得した月の前年度)の賃金総額	37,000,000 円
v) 経験・技能のある介護職員の人数	14.4 人
そのうち、月額8万円の改善・又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者	6 人
他の介護職員における平均賃金改善額((vi - vii) / viii)	33,149 円
⑧ vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金総額	31,500,000 円
vii) 加算を算定しない場合(初めて加算を取得した月の前年度)の賃金総額	30,900,000 円
viii) 他の介護職員の人数	18.1 人
その他の職種における平均賃金改善額((ix - x) / xi)	15,285 円
ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金総額	7,186,500 円
⑨ x) 加算を算定しない場合(初めて加算を取得した月の前年度)の賃金総額	6,662,200 円
xi) その他の職種の人数	34.3 人
そのうち、特定加算で賃金改善された人の中で最も高額な者の賃金	2,150,000 円

複数の事業所ごとに一括して作成する場合は、記載は不要です。

実績報告書に含まれる事業所の指定権者が東京都のみ⇒様式4(添付書類1)の受給総額、都内複数⇒様式4(添付書類2)のA欄の合計額、他県を含む⇒様式4(添付書類3)のA欄の合計額、を御記入ください。
なお、実際の介護報酬総額は、介護報酬総単位数(見込数)×サービス別加算率(1単位未満の端数四捨五入)×1単位の単価(算定結果については1円未満の端数四捨五入)の計算による。

加算を活用した賃金改善を含む介護職員が受け取る基本給、手当、賞与等(退職手当を除く)の総額(集計期間は賃金改善実施期間)

改善前に既に440万円以上の者も含む。数字は整数(小数は不可)。

2倍以上(aとcは4倍以上)になっているかの判定です。
なお、aが存在しない場合や、bよりcの平均賃金額が上回っている場合(vol734問11参照)などは、NGで可。

	比率	判定
aとbの関係	2.095	OK
bとcの関係	2.169	OK
aとcの関係	4.543	OK

※人数については、原則として常勤換算(小数点第二位以下切り捨て)で、cグループについては実人数可。
算定期間が6か月でも6倍せず、1か月分でカウントする(現時点でも、6か月間の月平均でも可)。
なお、aグループの「月額8万円の改善・改善後年額440万円以上」の人数は実人数。

賃金改善実施期間の賃金総額。

⑩ 賃金改善を行った賃金項目及び方法
 ・賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等））
 ・賃金改善の実施時期や対象職員
 ・一人当たりの平均賃金改善額
 について、具体的に記載すること。なお⑦の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。

(例)
 ・「経験・技能のある介護職員」については、常勤14.4人の基本給を月額〇〇〇〇円増額した。
 ・「他の介護職員」については常勤5.6人、非常勤12.5人の〇〇手当を、月額〇〇〇〇円から〇〇〇〇円に引き上げた。
 ・「その他の職種」については常勤4.1人、非常勤30.2人につき、令和△年△月に〇〇〇〇円を一時金として支給した。
 ・「経験・技能のある介護職員」の基準設定は、介護福祉士であって当法人に勤続年数10年以上に該当するかどうかで判断する。

※ ⑥ii)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の時点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。
 ※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知したうえで、提出していることを証明いたします。

令和 年 月 日 (法人名) 株式会社都庁福祉サービス
 (代表者職種・氏名) 代表取締役 東京 太郎

個人印ではなく、会社の実印を押印してください。



(※現行加算・特定加算とも共通)
 賃金改善を行う給与項目中、「手当」の考え方
 (本加算額の賃金改善対象にできる「手当」とは)
 (※退職手当・研修手当には充当できません)

Q 「移動手当」「待機手当」「会議手当」は処遇改善加算額の賃金改善対象となるか。	A 移動時間、業務報告書等の作成時間、待機時間、会議への参加時間等は労働時間に該当し、通常の賃金の支払いが必要です。労働基準法に基づく通常の賃金に乗せる「手当」を支払う計画であれば、本加算の支給対象と考えられます。
※研修手当	平成27年度より対象外。 ※資格取得に係る費用は、加算に充てることは出来ません。対象外です。 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol2)(平成27年4月30日)」問42参照。

【労働基準法】労働時間の考え方
 使用者の指揮監督のもとにある時間をいい、サービスを提供している時間に限るものではなく、次のような時間も労働時間として適正に把握、管理する必要があります。

- ・移動時間、業務報告書等の作成時間、待機時間、会議時間等
- 移動時間
 使用者が業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に認められていない場合は、労働時間に該当し、賃金の支払いが必要になります。
 ※なお、労働者が利用者宅へ「直行」する場合、労働者の自宅から利用者宅までの時間は「通勤時間」とされ、ここでいう「移動時間(労働時間)」には該当しません。
- 業務報告書等の作成時間
 その作成が介護保険制度や業務規程等により業務上義務づけられているものであって、使用者の指揮監督に基づき、事業所や利用者宅において作成している場合には、労働時間に該当し賃金の支払いが必要となります。
- 待機時間
 使用者が急な需要等に対応するため事業所等において待機を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていない場合、労働時間に該当し、賃金の支払いが必要となります。
- 会議時間
 使用者の指示に基づき行われる場合は労働時間に該当し、明示の指示がない場合でも、会議に出席しないことに対する制裁等の不利益な取扱いがある場合、会議等内容と業務の関連性が強く、参加しないことにより本人の業務に具体的に支障が生ずるなど実質的に使用者からの出席の強制があると認められる場合等は、労働時間に該当し賃金の支払いが必要となります。

Q 「残業代」「休日手当」「夜勤手当」は処遇改善加算の賃金改善対象となるか。	A 使用者が時間外労働をさせた場合には、割増賃金の支払いが必要です。労働基準法に基づく割増賃金に乗せる「手当」を支払う計画であれば、本加算金の支給対象と考えられます。
--	---

※通所介護系サービスの夜勤(お泊りデイ)は、介護保険対象外のため賃金改善対象外となります。
 【労働基準法】時間外労働とは？
 法定労働時間は、1日8時間、1週40時間(一部の特別措置対象事業場について44時間)と定められていますが、変形労働時間制を採用する場合を除いてこの時間を超過して労働させる場合は時間外労働となります。

- 時間外・休日及び深夜の割増賃金
 時間外労働をさせた場合には、法定の割増賃金を支払わねばなりません。
 ・時間外、深夜(原則として午後10時～午前5時)労働させた場合 ⇒ 2割5分以上
 ・法定休日に労働させた場合 ⇒ 3割5分以上

【労働基準法】年次有給休暇の取得
 労働者が6ヶ月間継続勤務し、その6ヶ月間の全労働日の8割以上を出勤した場合には、継続し、または分割した10労働日の有給休暇を与えなければなりません。(アルバイト、パート、嘱託等の場合も同様です。)

Q 「健康診断の費用」は処遇改善加算の賃金改善対象となるか。	A 健康診断の費用については、本加算の賃金改善対象となりません。
--------------------------------	----------------------------------

【労働安全衛生法】【労働安全衛生規則】定期健康診断等について
 非正規労働者も含め、常時使用する労働者に対しては、「雇入れの際」「1年以内ごとに1回(特定業務に従事する者については、6か月以内ごとに1回)」定期に健康診断を実施しなければなりません。

介護職員等特定処遇改善実績報告書(東京都指定事業所一覧表)

法人名		株式会社都庁福祉サービス		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> ドロップダウンリストでサービス名を選択してください。 </div>		
整理番号	介護保険事業所番号	事業所の名称		介護職員等特定処遇改善加算額 事業所計
1	1300000000	都庁福祉サービス 新宿事業所	訪問介護	1,228,500 円
2	1300000001	都庁福祉サービス 新宿事業所	通所介護	90,000 円
3	1300000002	都庁福祉サービス 有料老人ホーム日野	特定施設入居者生活介護(介護予防)	205,200 円
4				円
5				円
6				円
7				円
8				円
9				円
10				円
11				円
12				円
13				円
14				円
15				円
16				円
17				円
18				円
19				円
20				円
21				円
22				円
23				円
24				円
25				円
			受給小計	1,523,700 円
			受給総額(全事業所計)	1,523,700 円

※東京都指定の事業所を記載すること。
 ※事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、用紙を追加して下さい。
 (1ページ目の受給額総額の欄に、全事業所分の額を記載して下さい。)
 2ページ目以降は小計欄に該当ページの合計額を記載して下さい。)

加算率一覧

サービス区分	サービス提供体制強化加算等の算定状況に応じた加算率	
	特定加算 I	特定加算 II
訪問介護	6.3%	4.2%
訪問入浴介護(介護予防)	2.1%	1.5%
通所介護	1.2%	1.0%
通所リハビリテーション(介護予防)	2.0%	1.7%
特定施設入居者生活介護(介護予防)	1.8%	1.2%
介護老人福祉施設	2.7%	2.3%
短期入所生活介護(介護予防)	2.7%	2.3%
介護老人保健施設	2.1%	1.7%
短期入所療養介護(介護予防)(老健)	2.1%	1.7%
介護療養型医療施設	1.5%	1.1%
短期入所療養介護(介護予防)(病院等(老健以外))	1.5%	1.1%
介護医療院	1.5%	1.1%
短期入所療養介護(介護予防)(医療院)	1.5%	1.1%

サービス提供体制強化加算等の算定状況に応じた加算率

特定加算 I	介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者
特定加算 II	現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者

介護職員等特定処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)

法人名		株式会社都庁福祉サービス	
都道府県	介護職員等特定処遇改善加算の見込額(A)	賃金改善額(B)	
北海道	円	円	
青森県	円	円	
岩手県	円	円	
宮城県	円	円	
秋田県	円	円	
山形県	円	円	
福島県	円	円	
茨城県	円	円	
栃木県	円	円	
群馬県	円	円	
埼玉県	25,000 円	40,000 円	
千葉県	円	円	
東京都	2,064,000 円	2,034,300 円	
神奈川県	25,000 円	50,000 円	
新潟県	円	円	
富山県	円	円	
石川県	円	円	
福井県	円	円	
山梨県	円	円	
長野県	円	円	
岐阜県	円	円	
静岡県	円	円	
愛知県	円	円	
三重県	円	円	
滋賀県	円	円	
京都府	円	円	
大阪府	円	円	
兵庫県	円	円	
奈良県	円	円	
和歌山県	円	円	
鳥取県	円	円	
島根県	円	円	
岡山県	円	円	
広島県	円	円	
山口県	円	円	
徳島県	円	円	
香川県	円	円	
愛媛県	円	円	
高知県	円	円	
福岡県	円	円	
佐賀県	円	円	
長崎県	円	円	
熊本県	円	円	
大分県	円	円	
宮崎県	円	円	
鹿児島県	円	円	
沖縄県	円	円	
全国計	2,114,000 円	2,124,300 円	

介護報酬での加算算定により算出される加算額をそのまま御記入ください。

・東京都指定のみ⇒様式4(添付書類1)のF欄の合計額
 ・都内複数⇒様式4(添付書類2)のA欄の合計額

様式4(実績報告書)の⑤欄の額と一致します。

様式4(実績報告書)の⑥(i)-(ii)欄の額と一致します。